

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新			旧		
(報酬) 第1条 略 2 前項の規定にかかわらず、別表36の項から86の項までに規定する職員のうち、識見を有する者の報酬の額は、日額20,000円とすることができる。 3 略 別表(第1条関係)			(報酬) 第1条 略 2 前項の規定にかかわらず、別表36の項から84の項までに規定する職員のうち、識見を有する者の報酬の額は、日額20,000円とすることができる。 3 略 別表(第1条関係)		
区分	職名	報酬	区分	職名	報酬
1～84	略	略	1～84	略	略
85	市制50周年記念事業審査会委員	日額 7,450円	—	—	—
86	路上喫煙等規制条例検討委員会委員	日額 7,450円	—	—	—
備考 略			備考 略		